

マナーを守って楽しくお散歩！

問合せ：環境経済課 生活環境担当 ☎ 991-1840

<犬の散歩での大事なお約束>

■フンは必ず持ち帰る

もし、散歩中にフンをしてしまったら、必ず飼い主が持ち帰りましょう。

また、水を入れたペットボトル等を持ち歩くようにして、尿をしてしまった場合は水で流しましょう。「誰も見ていないし、まあいいか」と放っておく飼い主の方、地域の人は見ています。路上や自分の家の前にフンが落ちていているのは決して気持ちのいいことではありません。散歩の時は必ず処理袋等を持ち、相手の立場に立って処理をしてください。



■犬は絶対に放さない

「うちの犬はおとなしいから大丈夫」と油断してリード(引き綱)を放してはいけません。また、リード(引き綱)をしていても、長く伸ばし過ぎて犬を管理しきれなくなると、事故の原因にもなります。たとえ小さな犬でも、人によっては恐怖に感じますので、しっかりとコントロールできる人が、確実に制御しながら散歩をさせてください。

犬の登録と狂犬病予防注射について

- ・犬を飼う場合は、法律により登録することが義務づけられています。犬を飼い始めたら30日以内に環境経済課で登録手続きをしてください。町内の動物病院で登録手続きを行うこともできます。
- ・狂犬病予防注射は、法律により毎年1回、注射を受けことが義務づけられています。町の狂犬病予防集合注射、町内の動物病院で受けることができます。

新成人の皆さんへ ご存知ですか？ 国民年金

住民ほけん課 年金担当 ☎ 991-1870
春日部年金事務所 ☎ 048-737-7112(音声②)

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳から60歳未満のすべての人が加入し、自ら国民年金保険料を納める制度です。老後や万が一障がい者になった時などにも安心して生活できるよう、社会全体で支えあうことで成り立っています。

■公的年金は、次のタイプに分かれます

- ▶学生、自営業者、農業者、無業者等で20歳の方は国民年金の加入が必要です。
- ▶サラリーマン、公務員等は、厚生(共済)年金として給与から保険料は天引きされます。
- ▶サラリーマン、公務員等に扶養されている配偶者は保険料の負担はありませんが、配偶者の勤務先に届出が必要になります。

■保険料を納めるのが大変なときは？

▶学生納付特例制度

学生の方は、一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合には保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生/大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する学生

▶若年者納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例制度、若年者納付猶予制度を希望される方は、お早めに申請手続きをお願いします。

※所得金額については、お問い合わせください。

■公的年金の給付は、次の3種類があります。

- ▶老齢年金、障害年金、遺族年金 ※詳細については、お問い合わせください。